

様式第 97 (第 21 条関係)

(表)

市町村コード	462012
--------	--------

市町村コード	462012
--------	--------

市町村コード	462012
--------	--------



鹿児島市

入湯税
納入済通知書



年度	月分
口座番号	
特別徴収義務者住所氏名	
.....	
.....	
.....様	
千 百 拾 万 千 百 拾 円	
税 額	
督促手数料	
延滞金額	
加算金	
合計額	
納期限	年 月 日
上記のとおり領収しましたから通知します。	領収日付印
殿	



鹿児島市

入湯税
納入書



年度	月分
口座番号	
特別徴収義務者住所氏名	
.....	
.....	
.....様	
千 百 拾 万 千 百 拾 円	
税 額	
督促手数料	
延滞金額	
加算金	
合計額	
納期限	年 月 日
	領収日付印



鹿児島市

入湯税
領収証書



年度	月分
口座番号	
特別徴収義務者住所氏名	
.....	
.....	
.....様	
千 百 拾 万 千 百 拾 円	
税 額	
督促手数料	
延滞金額	
加算金	
合計額	
納期限	年 月 日
上記のとおり領収しました。	領収日付印

この領収証書は 5 年間大切に保存してください。

(裏)

納入についての注意

1 納入場所

2 延滞金について

納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ年 14.6% (納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間は年 7.3%。ただし、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。))に年 1%を加算した割合をいう。以下同じ。)が年 7.3%に満たない場合は、年 14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年 7.3%を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1%を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合)を税額に乗じて計算した金額。なお、延滞金の額を計算する場合において、その税額の金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。また、算出した延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

3 滞納処分について

納期限までに税金を完納されない場合は延滞金を徴収するほか、督促状を發した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されない場合は、地方税法の規定に基づき滞納処分をすることになります。